

(法第 10 条関係「設立認証申請」)

(法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

地球規模の情報技術革新による社会経済、産業的環境の国際化、グローバル化は、日本の産業、職業界に構造的変革をもたらし、我々の日常生活にも大きな影響を与えた。青少年の育成環境、成長発達過程にも多大な影響を及ぼしている。産業・経済の構造的変化、雇用の多様化、流動化等は、青少年が各々の将来を考える上で必要な、「手本としての大人のモデル」が見付けにくく、希望あふれる夢や将来を描くことも、現在では難しいこととなっている。その上、人間関係をうまく築くことができない、自分で意思決定できない、自己肯定感をもてない、といった青少年が増加しているという報告もある。

絶えず変化し続ける社会の中で、青少年が希望をもって、自立的に自分の未来を切り拓いて生きていくためには、変化を恐れず、変化に対応していく力と態度を育てることが必須である。また、地域社会へ参画する活動は、他者の存在の意義を認識し、社会への関心を高め、社会との関係を学ぶ機会となり、社会人としての基盤づくりにも必ずつながるものとする。

青少年未来プロジェクトは、地域住民、行政、学校、企業、非営利法人、公益法人等と積極的に協働し、様々な環境下の青少年に対して、学習支援とキャリア教育及び、まちづくり参画の機会提供を行い、青少年の自己実現と、より良い地域を創る人財の育成に寄与することを決意し、設立趣旨とする。

### 2 申請に至るまでの経過

代表者は、平成 23 年より公益社団法人江刺青年会議所に所属し、青少年育成事業、キャリア研究及びキャリア教育事業、まちづくり事業及び地域振興事業の企画立案運営を行ってきた。学習支援とキャリア教育及び、まちづくりや地方振興に参画する等の機会の提供が、地域の青少年の自己実現を可能とし、より良い地域を創る人財の育成にも繋がり、ひいては、地方の様々な課題の解決と、地域づくりに資するとの考えに基づき、令和元年より「青少年未来プロジェクト」を設立し継続的に取り組みを行っている。この活動をさらに有効的に広める為、非営利法人設立の必要性を強く感じ、下記の通り発起人会と総会を開催した。

令和 4 年 3 月 30 日午後 8 時より、発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、会費及び財産、設立当初の役員、令和 4 年度と令和 5 年度の事業計画及び収支予算書等についての案を審議した。

令和 4 年 4 月 30 日午後 8 時より、設立総会を開催し、発起人より、設立の趣旨、定款、会費及び財産、設立当初の役員、令和 4 年度と令和 5 年の事業計画及び収支予算書等を提案し、審議の上、可決し、特定非営利活動法人の申請に至る。

令和 4 年 5 月 日

特定非営利活動法人青少年未来プロジェクト

設立代表者 住所 奥州市江刺愛宕字後中野 1 1 5 番地  
氏名 菅原 正堯

(A 4)